

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成23年6月10日制定  
平成25年4月1日一部改正  
平成26年4月1日一部改正

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人運行管理者試験センター（以下「この法人」という。）の定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年俸制とし、年俸の12分の1相当額を毎月支払うものとし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第17条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 5 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤役員の報酬は別表第2に定める定額とする。
- 3 常勤役員に対する退職手当は、別表第3に定める算式により算出される額とする。
- 4 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 5 各評議員の報酬は、別表第4に基づき支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月20日に役員報酬年額の12分の1を月額報酬として本人より指定された本人名義の金融機関口座へ振り込む方法にて支給するものとする。

ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国の祝日に当たる時は、その前営業日に繰り上げて支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員にあつては、理事会、評議員会の出席等、必要の都度、現金にて支払うものとする。ただし、本人が指定する金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 役員退職手当は、常勤役員が退職した日から起算して30日以内に本人より指定された本人名義の金融機関口座へ振り込む方法にて支給するものとする。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 非常勤役員・評議員の理事会・評議員会への出席に伴う交通費については、別紙第5のとおりとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 前項の措置により、常勤役員の年俸に端数が生じる場合は、3月分の報酬で調整するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

役員報酬規程（平成16年6月制定）、役員の退職金に係わる内規（平成12年12月制定）は廃止する。

附則

この規程は、公益財団法人運行管理者試験センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 別表第1 常勤役員の報酬

理事長	年間基本報酬総額 1, 200万円
常務理事	年間基本報酬総額 1, 100万円

但し、個々の具体的な報酬額の決定に際しては、経験、能力、勤務実態等を考慮して基本報酬額の70パーセントないし120パーセントの範囲内で定めるものとする。

#### 別表第2 非常勤役員の報酬

##### 理事会出席の場合

会長	源泉徴収後20, 000円
その他の役員	源泉徴収後10, 000円

##### 評議員会出席の場合

1人	源泉徴収後10, 000円
----	---------------

##### 監事監査出席の場合

1人	源泉徴収後10, 000円
----	---------------

##### 会長の事務局との月1回の定例打ち合わせ

1回あたり	源泉徴収後20, 000円
-------	---------------

#### 別表第3 常勤役員退職手当の算出要領

##### 1. 退職金の額の計算式

理事長 退職時の月額報酬×12.5/100×勤続月数×1.1

理事 退職時の月額報酬×12.5/100×勤続月数×1.0

- (1) 退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、この法人の役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算し、1月未満の端数が生じたときは、1月と計算するものとする。

#### 別表第4 評議員の報酬

議長	源泉徴収後20, 000円
その他の評議員	源泉徴収後10, 000円

#### 別表第5 非常勤役員・評議員の理事会・評議員会出席に伴う交通費

片道交通費が2, 000円以上かかる場合のみ、実費分の往復の交通費を支払うものとする。また、必要に応じて特急料金も支払うものとする。